

「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」の一部改正について

令和7年3月18日
(下線部分変更)

新	旧
<p style="text-align: center;">第 2 章 店頭有価証券等の審査等</p> <p>(発行者との反社会的勢力排除のための契約内容)</p> <p>第 4 条 取扱協会員は、本規則に基づき顧客に対して店頭有価証券等の投資勧誘を行おうとする場合には、当該店頭有価証券等の発行者との間で、次の各号に掲げる事項について書面により契約を締結しなければならない。</p> <p>1～3 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 特定証券情報及び発行者情報</p> <p>(特定証券情報の提供又は公表)</p> <p>第 6 条 取扱協会員は、店頭有価証券等に係る特定証券情報(ただし、金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という。)第14条の14で定める場合にあっては、発行者情報又は発行者情報と同等の情報とする。以下同じ。)が投資勧誘の相手方に提供又は公表されている場合に限って、当該店頭有価証券等について第8条に基づく投資勧誘を行うことができる。</p> <p>2 前項に規定する店頭有価証券等に係る特定証券情報の提供又は公表は、次の各号に掲げる方法のいずれかによるものとする。</p> <p>1 発行者又は投資勧誘を行う取扱協会員が、当該投資勧誘を行う相手方に対して、当該投資勧誘を行う時までに書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)により提供する方法。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3～5 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 雑 則</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 店頭有価証券等の審査等</p> <p>(発行者との反社会的勢力排除のための契約内容)</p> <p>第 4 条 取扱協会員は、本規則に基づき顧客に対して店頭有価証券等の投資勧誘を行おうとする場合には、当該店頭有価証券等の発行者との間で、次の各号に掲げる事項について書面又は電磁的記録により契約書を作成する方法により契約を締結しなければならない。</p> <p>1～3 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 特定証券情報及び発行者情報</p> <p>(特定証券情報の提供又は公表)</p> <p>第 6 条 (同 左)</p> <p>2 (同 左)</p> <p>1 発行者又は投資勧誘を行う取扱協会員が、当該投資勧誘を行う相手方に対して、当該投資勧誘を行う時までに書面又は電磁的方法により提供する方法。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3～5 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 雑 則</p>

新	旧
<p>(電磁的方法による交付等)</p> <p>第 17 条 取扱協会員は、<u>本規則に定める顧客への書面(第6条第2項第1号及び第7条第2項第1号に規定するものを除く。)</u>の交付に代えて、「<u>書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則</u>」(以下「<u>書面電磁的提供等規則</u>」という。)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、<u>電磁的方法</u>により提供することができる。この場合において、当該取扱協会員は、当該書面を交付したものとみなす。</p> <p>2 取扱協会員は、<u>本規則に定める顧客からの書面の徴求に代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、電磁的方法</u>により提供を受けることができる。この場合において、当該取扱協会員は、当該書面を徴求したものとみなす。</p> <p>3 取扱協会員は、<u>本規則に定める書面による契約の締結に代えて、当該契約を電磁的方法により締結することができる。</u> <u>この場合において、当該取扱協会員は、当該書面による契約を締結したものとみなす。</u></p> <p>4 <u>前項の定めに基づき契約を締結した取扱協会員は、当該契約の当事者から当該契約の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該顧客にその契約の内容を文書、口頭、電信又は電話、電磁的方法その他の方法により回答しなければならない。</u></p>	<p>(電磁的方法による交付等)</p> <p>第 17 条 取扱協会員は、<u>第10条及び第11条に規定する書面の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」(以下「書面電磁的提供等規則」という。)</u>に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法</u>により提供することができる。この場合において、当該取扱協会員は、当該書面を交付したものとみなす。</p> <p>2 取扱協会員は、<u>第10条に規定する書面による確認書の徴求に代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該確認書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法</u>により提供を受けることができる。この場合において、当該取扱協会員は、当該確認書を徴求したものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>
<p>付 則</p>	
<p>この改正は、令和7年4月1日から施行する。</p>	